

保険外併用療養費（選定療養）のご負担について

○当院では、整形外科外来の慢性的な混雑の緩和と入院・手術が必要な患者さまにより多くの診療時間を確保するため、2017年4月1日から、整形外科の初診で紹介状をお持ちでない方には『保険外併用療養費（選定療養）5,000円（健康保険外・税込）』のご負担をお願いすることになりました。

そのため、当院整形外科を受診される際は、できるだけかかりつけ医等の医療機関にて、当院宛の紹介状をご依頼くださいますようお願い申し上げます。

“整形外科” 受診
に限り適用

	初診	再診
他院の紹介状なし	5,000円（税込）	不要
他院の紹介状あり	不要	不要
労働災害・交通事故	不要	不要

※緊急その他やむを得ない事情により受診された場合にあっては、この限りではありません

なお、整形外科以外の診療科については、初診・再診を問わず、これまでどおり、保険外併用療養費（選定療養）のご負担はございません。

（2019年10月現在）